

第3回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月26日（月） 午後3時15分～午後3時50分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員（31名）
4. 欠席委員（0名）
5. 議案
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による認定電気通信事業者の行う
中継施設の事業計画について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明について
議案第3号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地
利用集積計画の決定について
6. 農業委員会事務局職員（3名）

7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から6月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が17名出席、推進委員が14名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さん、こんにちは。今年は、例年になく早い梅雨入りということで、約一カ月が経とうとしております。また、農薬や肥料の高騰もあり、農作物の管理に大変ご苦労されているのではなかろうかと思えます。さて、お手元に農地利用調査の資料を配布させていただいております。出来るだけ皆さんにご負担を掛けないようにということで、内容について相談させていただいております。若干、例年より様式等を変更している部分がございますので、ご確認いただき、調査のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまより第3回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、6件、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による認定電気通信事業者の行う中継施設の事業計画について、1件議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、4件、議案第2号、非農地証明について、1件、議案第3号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について、1件議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について、6件、

案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくお願ひします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は6件でございます。議案書のほうは1ページから7ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による認定電気通信事業者の行う中継施設の事業計画について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は1件でございます。議案書のほうは8ページから10ページまでになります。議案書の8ページをご覧ください。この事業計画につきましては、認定電気通信事業者の行う携帯電話無線基地局の新設に伴う転用であり、農地法第5条第1項第7号の規定により、転用許可の要らない案件となっております。転用事業者は、●です。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆で、転用に係る面積は、11.5㎡です。農地区分については、農業振興地域内の農用地となっております。

申請地の地図につきましては、9ページと10ページに掲載しておりますので、ご確認ください。

愛媛県に事業計画の申請があり、県より意見を求められておりますので、事務局長専決により、この事業計画に係る転用目的は妥当であると回答いたしましたのでご報告します。

以上でございます。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

会長

審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第1号の1についてご説明いたします。表の左側の番号1番になります。

申請地は、内子町●の農地、田3筆、1, 256㎡ 畑3筆、2, 849㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は、生産に必要な農機具も保有し、農作業経験も十分あるので、農業に必要な技術はあります。また、申請地は自宅付近にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間300日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番

6月22日に、譲渡人の●さんご本人に直接伺いました。

●委員

譲渡人の●さんは、松山市に在住し、地元を離れておりますが、毎月何回か帰られて農地の管理をしておりましたが、年々難しくなっていることから、地元にお住いの●さんに相談し、農地を譲渡することになったそうです。

譲受人の●さんは、●で農業を担っていただける方でもあり、また、長男も同居されておりますので特に問題はないと思われれます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号の2、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

なお、本件は●番●委員に関係する案件でございますので、●委員は退席を願います。

(●委員 退室)

会長

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の11ページをご覧ください。議案第1号の2についてご説明いたします。表の左側の番号2番になります。

申請地は、内子●の農地、田6筆 4, 656㎡ 畑1筆、1, 243㎡ 合計7筆、5, 899㎡です。

貸渡人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、10年間の使用貸借です。

それでは、別紙調査書の2ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、使用貸借の再設定で借受人は、農作業経験年数は、20年となっておりますので経験はあります。また、生産に必要なトラクターや田植え機などを保有しておりますので、全部効率利用要件は満たされていると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、借受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、借受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしく願います。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

6月21日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の、行政書士●事務所を訪ねて話を聞きました。

貸渡人につきましては、ご存じのとおり推進委員をされております●さんでありますし、息子さんにつきましては私もよく知っておりますし、今

●番
●委員

回10年間の使用貸借を再設定するという事で、息子さんも熱心に農業に取り組んでおられますので、特に問題はないと思われます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

(●委員 入室)

会長

次に、議案第1号3、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の12ページをご覧ください。議案第1号の3についてご説明いたします。表の左側の番号3番になります。

申請地は、内子町●の農地、畑3筆、5,912㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の3ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は新規就農者であり、非耕作地などはありません。生産に必要な草刈機や軽トラを保有し、今後トラクターも購入予定です。農作業経験は15年あり、農業経験歴30年の父親も一緒に農業に従事することから、農業に必要な技術はあります。また、申請地は車で10分のところにあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転賃にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

6月21日、農業委員の●さんと一緒に、申請代理人の行政書士●事務所に電話で話を聞きました。

譲渡人の●さんは、松山市に転出しているため、申請地の十分な管理が出来ないことから不動産屋に依頼したところ、この農地を●にお住まいの●さんに譲渡しをすることになったそうです。

●さんは、新規就農であります。今後トラクターを購入し露地野菜や栗を栽培する計画であります。また、●さんの父親も経営に参加されます。●さんの父親は、農業経験があり特に問題はないと思われま

す。以上、ご審議のほどよろしくお願

会長

いいたします。調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第1号4、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の12ページをご覧ください。議案第1号の4についてご説明いたします。表の左側の番号4番になります。

申請地は、内子町●の農地、田1筆、413㎡です。

譲渡人は、松山市●の●さん、譲受人は、東温市●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の4ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、譲受人は新規就農者であり、非耕作地などはありません。生産に必要な草刈機や軽トラは、この農地に隣接する実家があり、実家の父から借用するとのこと。農作業経験はありませんが、経験者から指導を受けて技術力を身に付けていくと思われま

す。申請地は、実家の自宅横に隣接する農地で、車で70分のところであることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間150日以上農作業に従事することから、農作業

事務局

常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番
●委員

6月20日、農業委員の●さんと一緒に、●さんの父親に話を聞きました。

譲渡人の●さんは、松山市に転出しているため申請地の十分な管理が出来ないことから、この農地を東温市にお住まいの●さんに譲渡することになったそうです。

●さんが今回購入される土地は、●の実家横に隣接する農地であり、10数年に渡り●さんが管理していたそうです。栗を中心に栽培する計画があります。また、●さんは新規就農ではありますが、実家にある農機具を借りて経営されるとのことですので、特に問題はないと思われま。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第3号、非農地証明について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の13ページをご覧ください。議案第2号についてご説明いたします。地図の方は、14、15ページになります。

13ページにお戻りください。

申請地は、内子町●の農地、畑2筆 344㎡です。申請人は、松山市●の●さんです。

それでは、別紙調査書の5ページをご覧ください。現地写真は6ページになります。5ページにお戻りください。

申請理由として、申請地は高速道路の工事期間中に申請者の両親が居住している自宅との往来が困難となり、完成後も高速道路で農地が分断

事務局

されたことにより接道がない状態となり、高低差が出来たことや、回り道を利用するのも高齢になった両親では難しくなり、長年放置した結果、竹や雑木が繁茂し現在に至ったものです。農地への復旧は困難な状態となっており、始末書も提出されております。現在では両親も亡くなり、申請人が相続をしております。

また、判断基準である4項目も全て満たしており、事務局としては、非農地として判断して差し支えない案件ではないかと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

6月21日に農業委員の●さんと一緒に、申請代理人である行政書士の●事務所に電話で話を聞きました。

先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地は町内に住んでいた申請人の両親が管理していましたが、高速道路建設工事に伴い大型車両が頻繁に出入りするようになったことなどから、やむを得ず耕作管理をあきらめて現在に至ったそうです。

現地も確認しましたが、竹や雑木などが生い茂っており農地への復旧は困難な状態のため、非農地と判断して問題無いと思われま

す。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会長

調査の報告がありました。本件を非農地と判断して証明書を交付することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、非農地と判断して証明書を交付することに決定しました。

続きまして、議案第3号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の16ページをご覧ください。議案第3号についてご説明いたします。地図の方は18～19ページになります。16ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和5年6月8日付けで、農業委員会に意見を求められております。

事務局

申請地は、内子町●の農地、畑2筆、14,437㎡です。編入の目的は、両農地とも優良農地のためです。

それでは、17ページの概要書をご覧ください。まず、「2. 変更の内容」を見ていただきますと、変更理由として、畑2筆は優良農地であり、隣接する農地と一体的に生産振興と農地の保全を図るものであります。「4. 用途区分の指定要件」では、これらの申請地を編入しても、農用地の集団化、農業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的に支障を及ぼすおそれがないと見込まれております。

事務局としては、以上の点を踏まえたうえで、本計画の変更はやむを得ないものと考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告を願います。

●番
●委員

6月21日、農業委員の●さんと一緒に現地にて申請人の●さんに来て話を聞きました。

●さんは専業の栗農家であり、これからも栗の栽培を行っていくとのこと。先程の事務局の説明のとおりであり、申請地はいずれも農業振興地域内にある優良な農地です。

現地も確認してきましたが、畑としてきちんと管理されており、今後は栗を栽培するとのことでもありますので、特に問題は無いと思われます。

ご審議のほどよろしく願いします。

会長

調査の報告がありました。本件を農用地区域に編入することについて、ご意見、ご異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、農用地区域への編入について、妥当であると認めることに決定しました。

次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の決定について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の20ページをご覧ください。内子町長より令和5年6月8日付けで農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利

用集積計画の決定について承認を求められています。公告の予定年月日は令和5年6月30日です。

集積計画の概要ですが、21ページをご覧ください。利用権の新規設定で田が17筆 20,848㎡ 畑17筆 44,491㎡、合計34筆、65,339㎡です。

集積計画の内訳については、22ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地から●までの農地、田4筆、4,040㎡、畑12筆 30,603㎡、合計34,643㎡です。

貸付人は、香川県●の●さん、【相続人代表】●さん、内子町●の●さん、【相続人代表】●さん、内子町●の●さん、広島県●の●さん、松山市●の●さん、【相続人代表】●さん、借受人は、松山市●の●さんで、使用貸借権及び賃借権の新規設定です。

2番 内子町●の農地、田2筆、703㎡、です。

貸付人は、内子町●の●さん、●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の新規設定です。

3番 内子町●の農地、田3筆 5,437㎡、畑4筆 4,679㎡ 合計10,116㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の新規設定です。

4番 内子町●、●、●の農地、田8筆 10,668㎡、畑1筆 9,209㎡ 合計19,877㎡です。

貸付人は、内子町●の●さん、【相続人代表】●さん、松山市●の●さん、砥部町●の●さん、東温市●の●さん、伊予市●の●さん、借受人は、●さんで賃借権及び使用貸借権の新規設定です。

5番 内子町●の農地、畑1筆 9,209㎡です。

貸付人は、●さん、借受人は、内子町●の●さんで、賃借権の新規設定です。

6番 内子町●、●の農地、田8筆 10,668㎡です。

貸付人は、●さん、借受人は、内子町●の●さんで、使用貸借権の新規設定です。

事務局

以上、いずれの案件も農作業常時従事日数など基盤強化促進法第18条第3項の規定の要件を満たしていると思込まれます。
ご審議の程よろしくお願ひいたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。